



中部電力パワーグリッド

添付資料



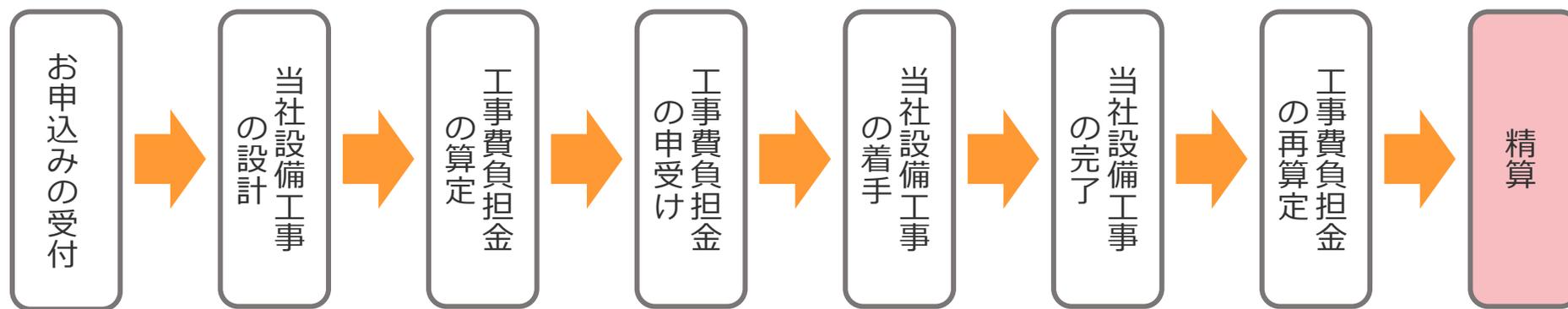
# 工事費負担金の未精算について

2020年8月21日  
中部電力パワーグリッド株式会社

# 01 工事費負担金の精算について

発電設備の連系などに際し、当社設備の工事が必要となる場合は、お客さまに工事費をご負担いただいております（工事費負担金といいます）。工事費負担金は、工事着手前に申し受け、工事完了後、実際に要した金額との差額を精算することとしています。

## < 工事費負担金の精算に係る業務プロセス >



## < 工事費負担金を申受けるお申込み等 >

工事費負担金を申受けるお申込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 発電設備の連系にかかるお申込み</li> <li>• 電気のご使用にかかるお申込みのうち、特別な設備を要するもの など</li> </ul>
上記のうち精算が発生する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事費負担金の申受け後、設計変更により、電柱、電線等の規格・数量等に変更が生じた場合 など</li> </ul>

## 02 事象の概要について

工事費負担金の精算は、工事完了後、すみやかに実施することとしておりますが、長期に亘って精算を実施していなかった事例が52件ございました。

今回対象となった全てのお客さまには、事象判明以降、個別にお詫びするとともにご説明させていただいております。また、順次、精算を実施させていただいております。

なお、今回、過去5年間（2015年度～2019年度）において精算までに3カ月以上要した事例が593件ありましたが、前述の未精算のお客さまを除き、工事費負担金の精算が行われていない事例はありませんでした。

### < 未精算の詳細内容 >

件数		52件	
精算内容		追加請求：14件 合計額：8,477,186円 最大額：3,591,374円	払い戻し：38件 合計額：31,834,551円 最大額：4,057,223円
日数	90～180日	12件	
	181～365日	16件	
	366日～	24件	
	最長日数	2,161日	

## 03 原因と再発防止策について

### 【原因】

- 複数の事業場において、工事費負担金の精算についての行程管理が、適切に実施されておられませんでした。
- これは、工事費負担金の精算の重要性についての認識が、十分に定着していなかったことが要因であると考えております。
- また、適切な行程管理を行うための、社内のマニュアルや、業務点検などの体制も、万全ではありませんでした。

### 【再発防止策】

- 工事費負担金の精算だけでなく、約款や法令順守の重要性を含めた教育を行い、適切な業務遂行に向けた意識の定着を図ります。
- マニュアルや、本社・支社・事業場による業務点検のあり方を見直し、不適切な業務の発生を防ぎます。
- 行程管理をシステム化し、管理職および上位部署が容易に遂行状況を確認できる仕組みを構築します。
- 社長を議長とするコンプライアンス推進会議のもとに社内委員会を立ち上げ、本再発防止策の実施状況の確認および適切な業務遂行の定着を図ります。

## 参考 経緯について

<b>時期 (2020年)</b>	<b>内容</b>
5月21日	事業場において、工事費負担金の精算が長期に亘って実施されていない高圧の発電設備の連系にかかる事案があることが判明
5月29日	2015年4月以降お申込みの、高圧・特別高圧の発電設備の連系にかかるご契約を対象に、同様事象の有無について調査を開始
6月8日	2015年3月以前のお申込みを含め、高圧・特別高圧の発電設備の連系にかかるご契約について全数調査を開始
6月11日	経済産業省電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」）へ一報
7月8日	監視等委へ調査結果を報告
7月30日	監視等委より報告徴収を受領
同日	6月の調査対象外であった低圧の発電設備の連系および全電圧の電気のご使用にかかるご契約を対象に、2015年度から2019年度までの過去5年間において、精算までに3カ月以上要した件数を調査
8月21日	監視等委へ調査結果、経緯、原因・再発防止策等を報告